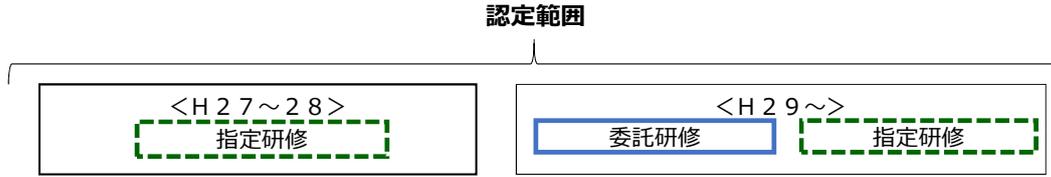


## 1 実施方針

処遇改善等加算Ⅱの認定要件となる職務・職責に応じた技能を修得するための研修として、国が定める「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に基づき、本県が修了認定するものは、平成27年度以降に受講した以下2種とする。

- ① 事業者に委託し集中的に開講する研修（以下「委託研修」という。）
- ② 従来から県や各団体により実施されている研修（「指定研修」という。）

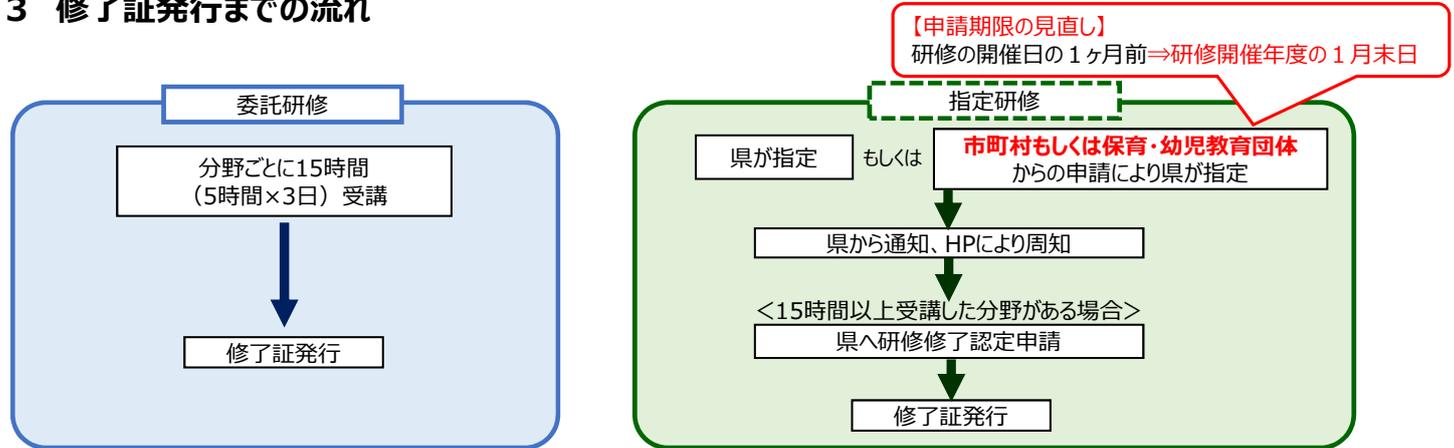


## 2 指定研修の範囲

以下の基準を全て満たすもの。ただし、園内研修は除く。

区分	認定基準
研修主催者	県、県教育委員会、 <b>市町村、保育・幼児教育団体</b>
研修分野	①乳児保育 ②幼児教育 ③障がい児教育 ④食育・アレルギー対応 ⑤保健衛生・安全対策 ⑥保護者支援・子育て支援 ⑦マネジメント ⑧保育実践
研修時間	一つの研修につき同一の研修分野が2時間以上で開催されるもの（休憩時間を除く）
研修内容	国ガイドラインで分野ごとに定める内容

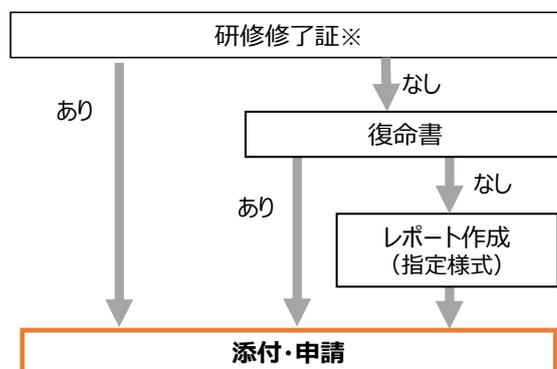
## 3 修了証発行までの流れ



## 4 経過措置

- 過去に開催された研修（平成27年度～29年度）についての研修指定の申請期限  
平成29年度中 ⇒ **平成30年8月末**

### 修了認定に必要な書類



※ 修了証の例  
主催者発行の修了証  
更新講習修了確認証明書